

鳥取県訓令第3号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考
防災課	略				防災課	略			
消防課	略				消防課	略			
略					略				
衛生環境研究所	1 総務課の職員のうち施設設備の保守の業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴	2 2 2 1	60 60 36 36	衛生環境研究所				
2 略					1 略				
3 略					2 略				
4 略					3 略				
略					略				
工事検査課	工事検査の業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴 安全靴	2 2 2 1 1	60 60 60 36 36	工事検査課	工事検査の業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴 安全靴	2 2 2 1 1	60 60 60 36 36

		防寒服	1	36	
		雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	36	
略					
消防 防災 航空 センター	略				
鳥取 保健 所	医薬・疾病対策班の職員（歯科衛生士、栄養士及び診療放射線技師の職務に従事する職員並びに医薬担当の職員を除く。）	白衣 作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン）	2 1 1 1	36 36 36 36	
倉吉 保健 所	1 医薬・疾病対策室の職員（歯科衛生士、栄養士及び診療放射線技師の職務に従事する職員を除く。）	白衣 作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン）	2 1 1 1	36 36 36 36	
	2 健康支援課の職員のうち患者の移送の業務に従事する職員	白衣 作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン）	2 1 1 1	36 36 36 36	
米子 保健 所	感染症・疾病対策室の職員（歯科衛生士、栄養士及び診療放射線技師の職務に従事する職員を除く。）	白衣 作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン）	2 1 1 1	36 36 36 36	
日野 保健 所	保健衛生係の職員（歯科衛生士、栄養士及び診療放射線技師の職務に従事する職員を除き、	白衣 作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン）	2 1 1 1	36 36 36 36	

		防寒服	1	36	
略					
消防 防災 航空 センター	略				

	感染症対策又は疾病対策の業務に従事する職員に限る。)			
保健所	1~4 略			
	5 略			
	略			
水産試験場	1及び2 略			
栽培漁業センター	1 生産技術室及び増殖技術室の業務に従事する職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴 防寒服(試験船おしどりに乗務する職員に限る。) 防寒ズボン(試験船おしどりに乗務する職員に限る。) 防寒靴(試験船おしどりに乗務する職員に限る。)	2 2 2 2 1 1 1 1	60 60 60 60 36 36 36 36

保健所	1~4 略			
	5 感染症・疾病対策係、感染症・疾病対策室、医薬・疾病対策班(医薬担当を除く。)及び保健衛生係の職員(歯科衛生士、栄養士及び診療放射線技師の職務に従事する職員を除く。)	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	2 1 1 1	36 36 36 36
	6 略			
	略			
水産試験場	1及び2 略			
	3 生産技術室及び増殖技術室の業務に従事する職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	2 2 2 2 1	60 60 60 60 36

2	試験船おしどりの乗組職員	作業服（上衣）	2	24				
		作業服（夏上衣）	2	24				
		作業服（ズボン）	2	12				
		ゴム製半長靴	1	12				
		防寒服	1	36				
		防寒ズボン	1	36				
		雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	12				
		防寒靴	1	24				
とつとり賀露かにっこ館	略							
略								
米子	工事検査の業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60				
工事		作業服（夏上衣）	2	60				
検査		作業服（ズボン）	2	60				
員		ゴム製半長靴	1	36				
事務所		安全靴	1	36				
		防寒服	1	36				
		雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	36				
とつとり賀露かにっこ館	略	作業服（上衣）	2	60				
		作業服（夏上衣）	2	60				
		作業服（ズボン）	2	60				
		ゴム製半長靴	1	36				
		安全靴	1	36				
		防寒服	1	36				
		略						

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。